

経済産業省／一般財団法人日本情報経済社会推進協会
共催セミナー

自由で公正な情報の流通及び 利活用と個人情報保護

～越境移転を促進する仕組みとしてのAPEC CBPRシステム～

平成30年5月31日

基調講演（3）

「APEC/CBPRシステムと 個人情報の域外移転」

経済産業省 商務情報政策局 国際室長
＜APEC/電子商取引運営グループ
（ECSG）副議長＞

角野 慎治

APEC/CBPRシステムと個人情報の域外移転

2018年5月

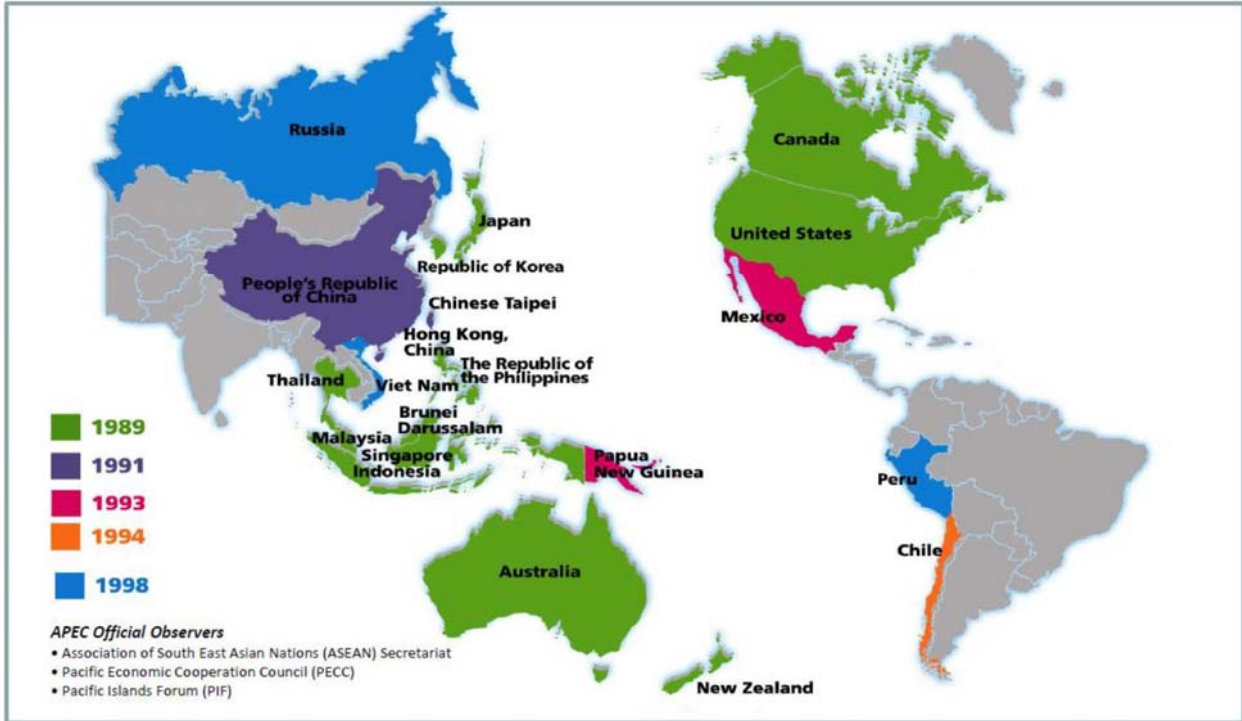
経済産業省 商務情報政策局 国際室

目 次

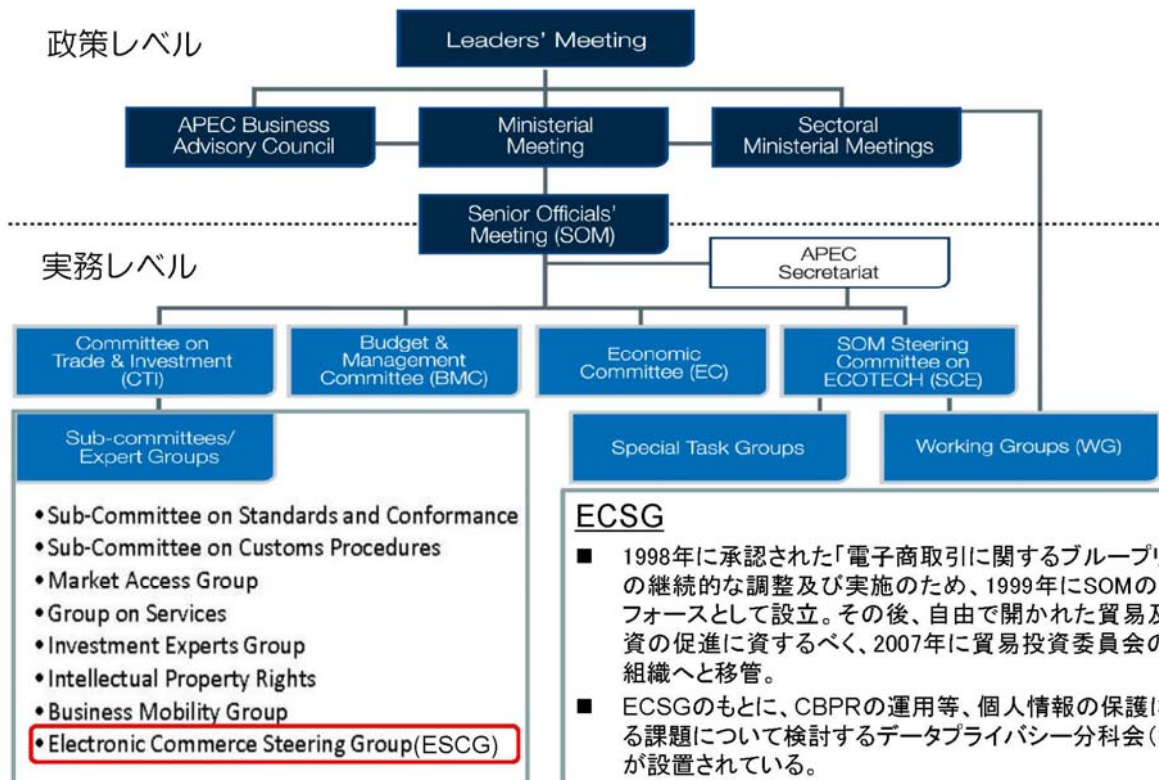
- APEC 及び越境個人情報保護ルール(CBPR)の概要とそのメリット及び重要性
- 多国間枠組みにおける情報の自由な流通にかかる議論
- CBPRシステムと自由な流通の促進

APEC 加盟国概要

- 21の国及び地域が参加。
- 全世界に比して参加国／地域のGDPは55%、国際貿易の44%、全生産の40%を占める。



APEC / ECSG (電子商取引運営グループ)



第37回APEC/ECSG会合等の結果概要

- 日程：2018年2月26日～3月1日
- 場所：ポートモレスビー（パプア・ニューギニア）

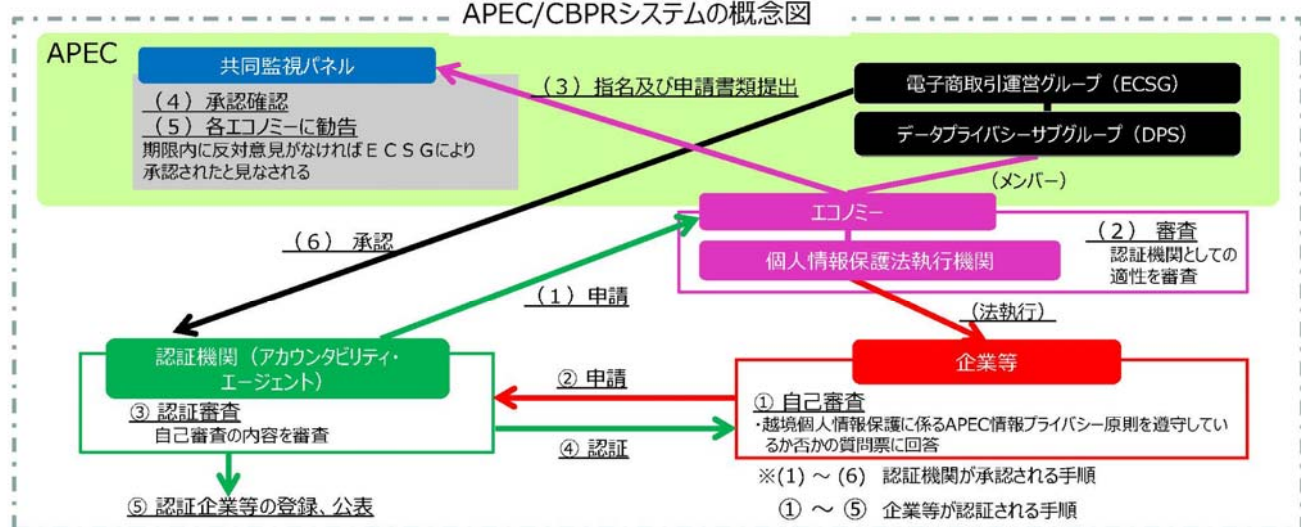


1. ECSGの業務範囲(TOR)の見直し
 - ・ デジタル経済等のECSGマニフェストへの包含について議論
2. 「インターネット・デジタル経済ロードマップ」の実施・モニタリング
 - ・ ロードマップの実施を指導・監視する枠組みについて議論
3. CBPRとEU/GDPRとの相互運用性
 - ・ GDPRの認証制度との相互接続性の検討に向け、スモールグループでの検討を再開（米・日・豪・加が参加）
4. CBPRの運営
 - ・ DPSのワークプランへの認証機関間での審査方法にかかる情報共有の追加に合意
5. データ・ポータビリティ
 - ・ 豪・NZ主導でまとめられた検討用資料をもとに議論
6. 次回会合
 - ・ 2018年8月のSOM3の margins でポートモレスビーで開催予定

越境個人情報保護ルール(APEC/CBPR)

- 企業等の越境個人情報保護体制について、APEC情報プライバシー原則への適合性を認証する制度。
- 申請企業等は、自社の越境個人情報保護に関するルール、体制等について自己審査を行い、APECで承認された認証機関から審査・認証を受ける。

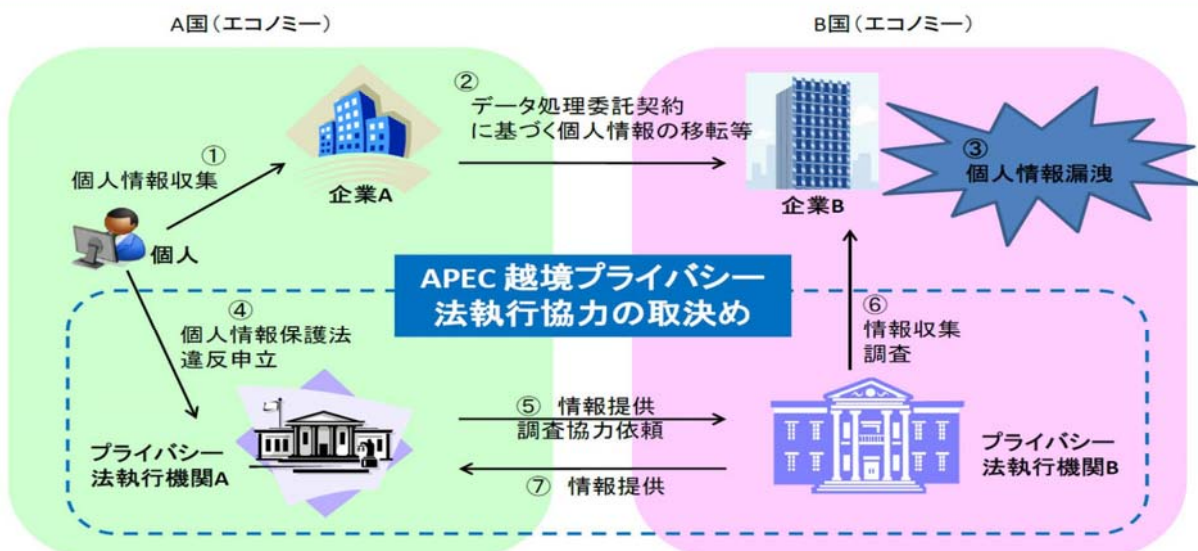
APEC/CBPRシステムの概念図



- 参加エコノミー；米国、メキシコ、日本、カナダ、韓国、シンガポール（フィリピン、チャイニーズ・タイpei、豪州が参加の意思を公式に表明）
- 認証機関; TRUSTe (米国) and JIPDEC (日本)。なお、韓国は、KISAを認証機関候補として指名。
- 認証を受けた企業数; 21 社(米国)(incl. Apple, Cisco Systems, HP, IBM and Merck) and 2 社(日本)
- 日本の認証企業; インタセクトコミュニケーション(2016年12月)及びGMOグローバルサイン(2018年5月18日)

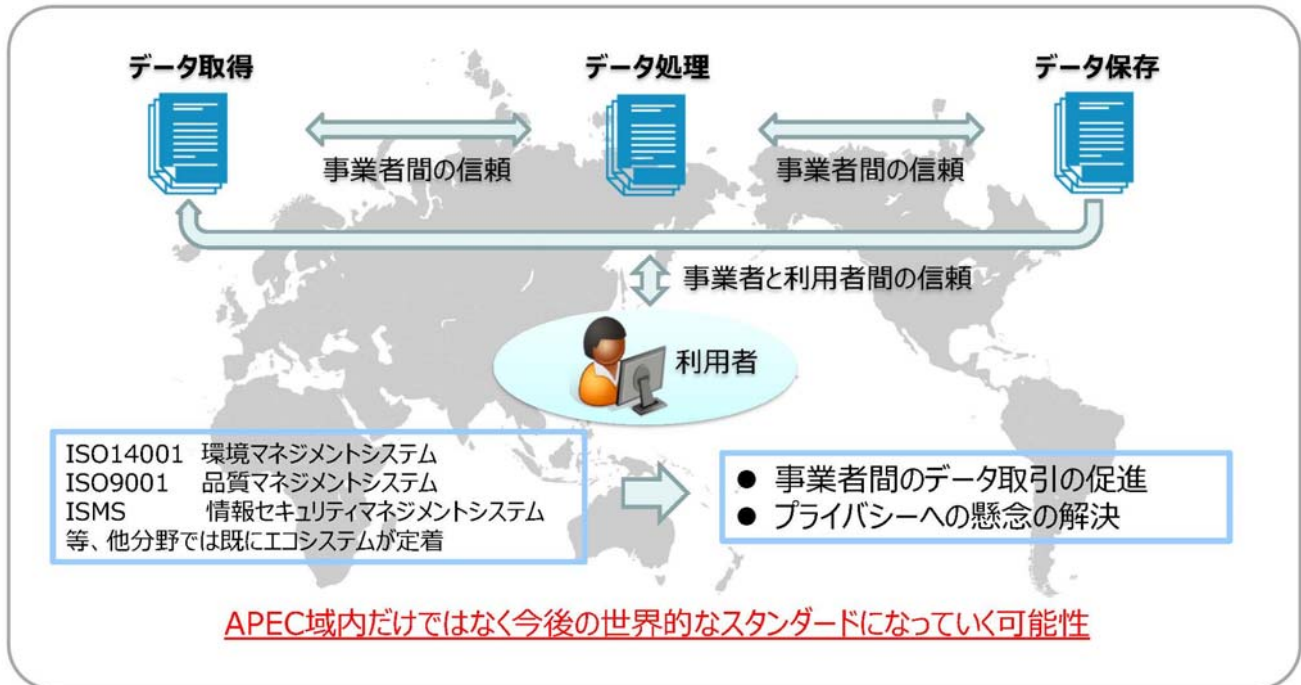
APEC越境プライバシー執行のための協力取決め (CPEA)

- プライバシー法執行機関間での越境協力促進のための取決め。
- 本取り決めに参加することで、個人情報移転先国において漏洩事案が発生した際の情報提供、調査協力等の要請が、参加執行機関間で可能となる。
- CBPRへの参加には、執行性を確保する観点からCPEAへ参加が前提。



CBPRシステムのメリット (1)

CBPRの信頼性を軸としたグローバルなデータの事業者間の循環構造



9

CBPRシステムのメリット (2)

改正個人情報保護法における
個人データの越境移転の条件
(2017年5月30日発効)

- 以下のいずれかの場合、個人データは国内と同様の取扱いがなされる海外の第三者に移転してもよい。;
 - ・ 本人の同意,
 - ・ 個人情報保護委員会規則で指定した国
 - ・ **個人情報保護委員会規則によって定められた基準に適合する個人情報保護の仕組みを備える第三者**



個人情報保護委員会規則に定められた基準の一例;
個人情報の取り扱いに関し、国際的な枠組み（含 CBPR）に基づく第三者機関による認証を得ること

10

APEC/CBPR と EU/GDPR との 相互運用性向上に向けた取り組みの進展

- 2017年2月、ニャチャン（ベトナム）で開催されたECSG会合において、CDPRとの相互運用性に向けた取組みの検討の開始を決定
- 2017年8月、ホーチミン（ベトナム）においてECSG/DPS（Data Privacy Sub Group）とEUとの第1回会合を開催。個人データ保護に関連する議題として、CBPR and GDPR, 及びグローバルのデータ流通の円滑化について議論を行った。



- 第2回会合については、本年8月にポートモレスビー（パプアニューギニア）にて開催予定のECSG会合に併せて同地で開催予定。

11

APECにおけるCBPRの重要性への言及

APEC首脳宣言（2016@ペルー）及びAPEC大臣宣言（2017年@ベトナム）において、CBPRの重要性に言及

2017 APEC 大臣会合 / 共同大臣宣言

We support continued dialogue between the public and private sectors to strengthen that trust through appropriate consumer protection and privacy rules.

We recognize the importance of the APEC Cross Border Privacy Rules (CBPR) System,
a voluntary mechanism whose participants seek to expand participation.



12

IoT、ビッグデータ、AI時代における情報の自由な流通

- IoTによって、ロボット、自動車、インフラなど様々な機器・システムがネットワークにつながり、リアル空間のデータを取得可能に。
- 得られたビッグデータをAIで分析、付加価値の高いサービス等を提供していく社会が進展。今後、5Gの導入により、一層本格化していく見込み。

自動車、ロボット、センサ等が
取得するリアルデータ



IoT

データの取得

リアル空間

- ・社会課題の解決
- ・経済開発の促進

データ共有・利活用による新たな
付加価値やビジネスモデルの創出

ビッグデータ

ネットワークの普及・発展により、
サイバー空間にデータが蓄積

サイバー空間

クラウド・データセンター

AI

ビッグデータ分析

ビッグデータの分析・活用が可能となり、
データが一層価値を持つ経済に移行



13

情報の自由な流通の促進 - G7 & G20

G7 サミット会合 <2017年5月26日-27日@タルオミーナ (イタリア)>

成果文書：“イノベーション、技能及び労働に関するG7人間中心の行動計画”

Key Policy Priority 2.

Promote and protect the free flow of information, while ensuring privacy and data protection and strengthening digital security.



G20 サミット会合 <2017年7月7日-8日@ハンブルク (ドイツ)>

“G20 首脳宣言：相互に連結された世界の形成”

Harnessing Digitalization:

We support the free flow of information while respecting applicable legal frameworks for privacy, data protection and intellectual property rights.



14

情報の自由な流通の促進 - APEC 及び OECD

APEC 大臣会合 <2017年11月8日@ダナン (ベトナム) >

“共同大臣宣言” 付属書 A: 「APEC 越境電子商取引促進枠組み」

We support the free flow of information for promoting cross-border e-commerce while respecting legitimate public policy interests including applicable domestic and /or international legal frameworks for privacy and data protection

成果文書: “インターネット及びデジタル経済ロードマップ”

Facilitating the free flow of information and data for the development of the Internet and Digital Economy, while respecting applicable domestic laws and regulations.



OECD デジタル経済に関する閣僚級会合 <2016年6月22日-23日@カンクン (メキシコ) >

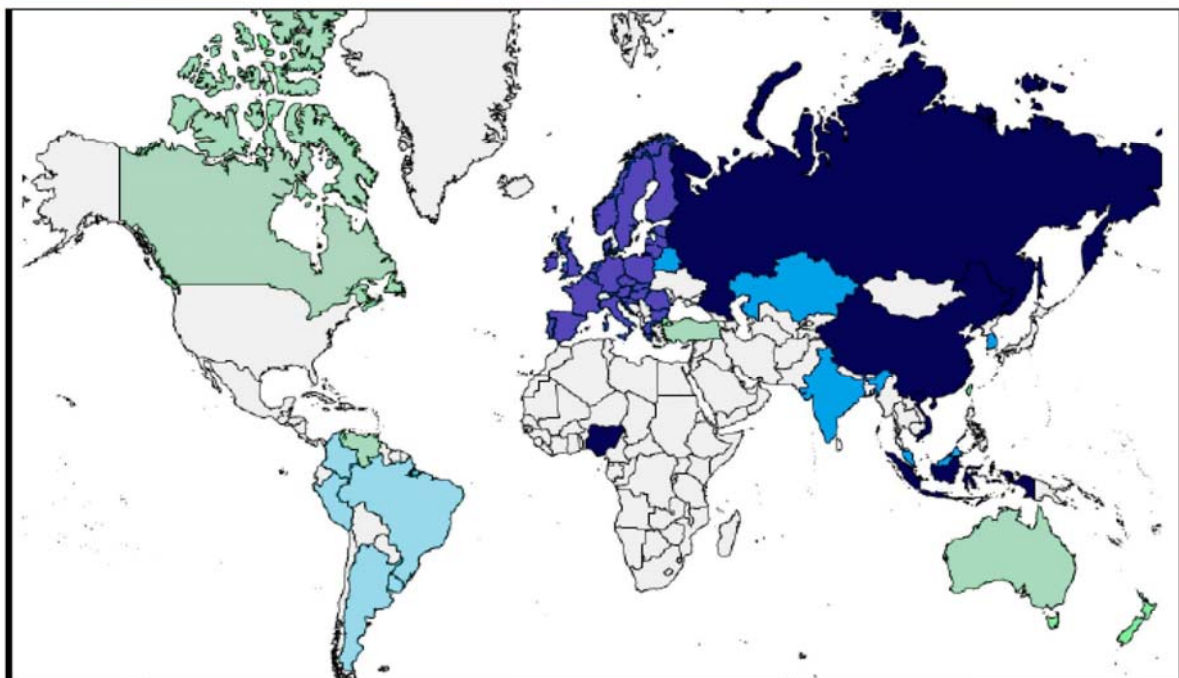
“デジタルエコノミーに関する大臣宣言: 改革、成長及び社会の繁栄”

We will support the free flow of information to catalyse innovation and creativity..... will work to **support the development of international arrangement that promote effective privacy and data protection across jurisdictions,**



15

コンピュータ関連設備の設置要求



- 自国内へのデータサーバーの明確な設置要求を求める国がある (濃紺)
- これには、ブルネイ、中国、インドネシア、ナイジェリア、ロシア、ベトナムが含まれる

Source; “Data Localization, A challenge to global Commerce and the free flow of information”, Albright Stonebridge Group, 2015

データプライバシーガイドライン

- OECD プライバシーガイドライン <2013年9月>
- APEC プライバシーフレームワーク <2016年11月>
- APEC CBPR 認証システム<2011年創設>
- EU 一般データ保護規則（GDPR） <2018年5月25日発効>

データセキュリティガイドライン

- 経済及び社会の繁栄に向けたデジタルセキュリティリスクの管理に関する OECD理事会勧告 <2015年9月>
- APEC サイバーセキュリティフレームワーク <APEC/TEL WGで検討中>
- EU サイバーセキュリティ認証フレームワーク <2017年9月>

17

CBPRの促進と情報の自由な流通の関係

- 情報の自由な流通がグローバル経済の発展及び社会の発展を促進させるための基本的な原則であることは広く認識されている。
- 同時に、データ保護の確保、プライバシー保護を尊重し促進することも認識されている。
- ますます多くの国が独自の個人情報保護手段を導入する一方で、いくつかの手段は情報の移転や国境を越えたデータの移動に対して障害となっている。
- 国際的に共通又は相互運用可能なプライバシー保護の仕組みを設立し促進する必要がある。
- APEC/CBPRは、このような仕組みとなりえる、多くの可能性を持っている。

18

Thank you

2018年5月

經濟産業省 商務情報政策局 国際室